

登 録 申 請 書

平成 年 月 日

株式会社 加工用米取引センター
代表取締役社長 佐藤 孝 殿

住所 〒
名称
代表者氏名 印

株式会社加工用米取引センターの加工用米の取引に係る業務規程第4条第1項の規程により、加工用米をセンターにおいて（売渡す・買受ける）ことにつき、登録（登録の更新）を受けたいので申請します。

記

1. 最近1ヶ年の米穀取扱数量は _____ トンです。
2. 当社は、株式会社加工用米取引センターの定める「米穀の売買取引に係る業務規程及び「加工用米の取引に係る業務細則」を遵守するとともに、次の事項を確実におこなうことを誓約いたします。
なお、当社は同業務規程第3条の(3)に該当いたしませんので申し添えます。
(1) 会費及び取引数量に応じた手数料は、定められた方法により定められた期限内に納入すること。
(2) 落札又は成約決定通知を受けた米穀について
ア. 速やかに売買契約を締結すること。
イ. 受渡時期までに売渡し（買受け）を確実に行うこと。
(3) (1)及び(2)に反した場合、「加工用米の取引に係る業務規程」「加工用米の取引に係る業務細則」及びセンターとの間で締結した「代金決済・受渡に関する契約書」等に基づき、入札取引への参加の制限等の措置を講ずることに異議を申し立てしないこと。

(注) 前書の()内については、売り手登録を申請の方は「売渡す」を、買い手登録を申請の方は「買受ける」を、両方に登録を申請の方は両方を、それぞれ で囲んで下さい。

(参考) 業務規程第3条（抄）

- (3) 法その他米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過した者とする。